

市税概要

平成27年度

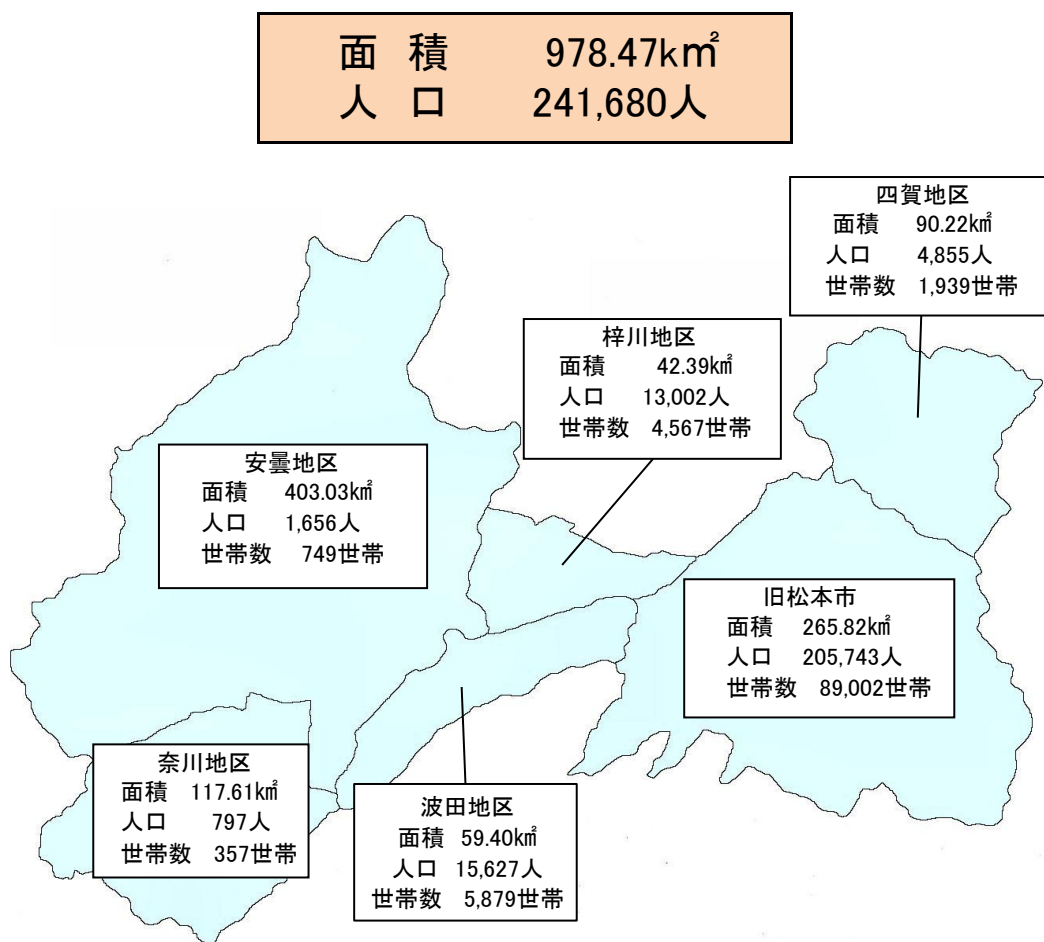


松 本 市

はじめに

平成17年4月1日、松本市は四賀村・安曇村・奈川村・梓川村と、平成22年3月31日波田町と合併しました。人口は241,680人、面積は978.47km²で広さは県下最大です。

松本市の人口(平成27年4月1日現在)



男女別・年齢三区分別人口

(単位:人)

	男	女	0~14歳	15~64歳	65歳~	合計
旧松本市	100,775	104,968	28,390	124,021	53,332	205,743
四賀地区	2,354	2,501	369	2,608	1,878	4,855
安曇地区	835	821	136	919	601	1,656
奈川地区	374	423	65	376	356	797
梓川地区	6,369	6,633	2,237	7,537	3,228	13,002
波田地区	7,577	8,050	2,243	9,102	4,282	15,627
合計	118,284	123,396	33,440	144,563	63,677	241,680

目 次

I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

II 市税総括

1	27年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	26年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別調定額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	27年度課税状況調（当初）	14
5	27年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	特別土地保有税	27
3	入湯税	27
4	都市計画税	27
5	国民健康保険税	27
6	軽自動車税	28
7	利子割交付金	30
8	配当割交付金	30
9	株式等譲渡所得割交付金	30
10	ゴルフ場利用税交付金	30
11	口座振替納付の状況調	31
12	市税の徴収に要する経費	32
13	証明・閲覧に関する調	33

VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

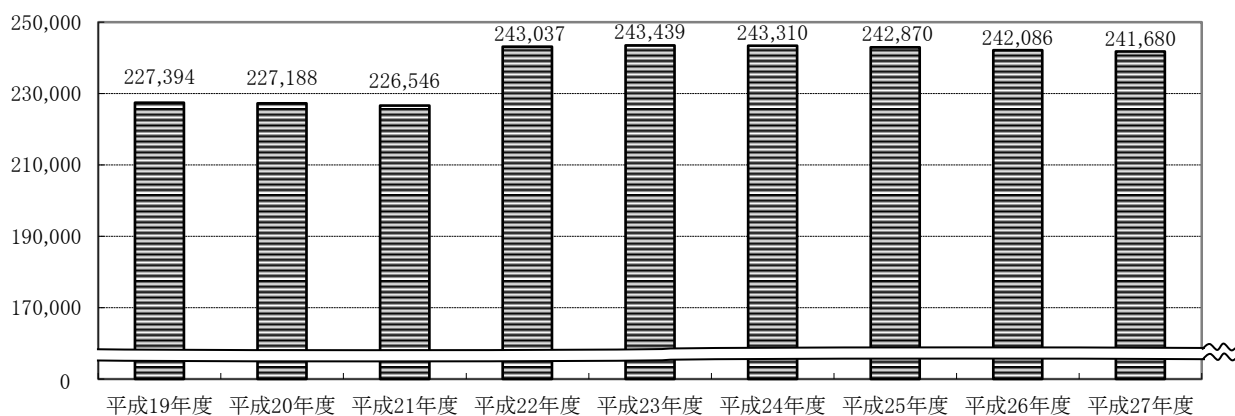
I 市の概要

1 人口・世帯の推移

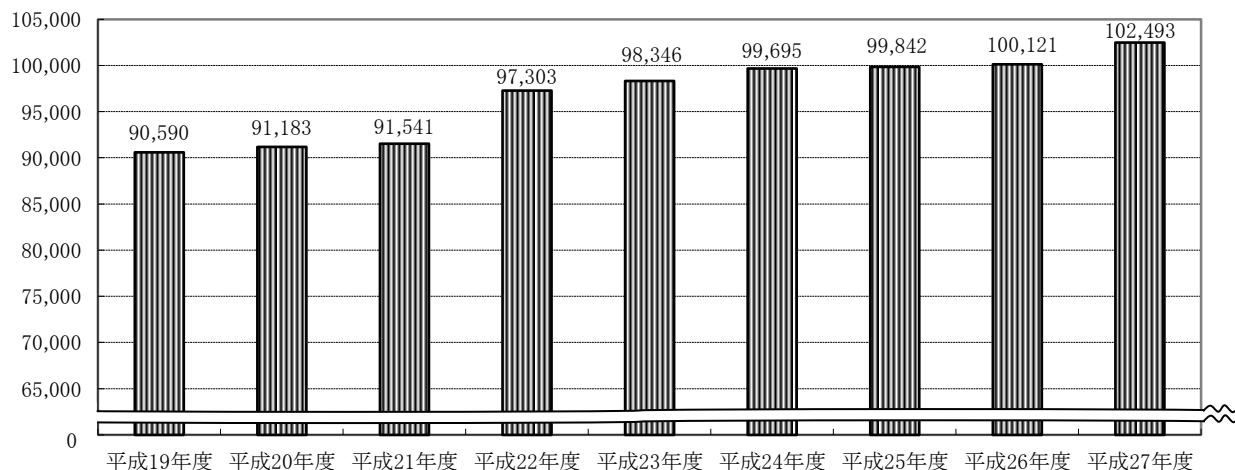
<面積> 平成22年3月31日 波田町合併前 919.35km²
合併後 978.47km²

	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1km ² 当たり)
		男	女	計		
平成19年度	90,590	111,891	115,503	227,394	2.5	247
平成20年度	91,183	111,839	115,349	227,188	2.5	247
平成21年度	91,541	111,457	115,089	226,546	2.5	246
平成22年度	97,303	119,271	123,766	243,037	2.5	248
平成23年度	98,346	119,473	123,966	243,439	2.5	249
平成24年度	99,695	119,481	123,829	243,310	2.4	249
平成25年度	99,842	119,144	123,726	242,870	2.4	248
平成26年度	100,121	118,640	123,446	242,086	2.4	247
平成27年度	102,493	118,284	123,396	241,680	2.4	247

備考 国勢調査に基づく数値（各年度10月1日現在、平成27年度は4月1日現在）



【人 口】



【世 帯】

2 市の予算と決算

(1) 平成27年度一般会計当初予算

単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構成比	科 目	予 算 額	構成比
合 計	87,960,000	100.0	合 計	87,960,000	100.0
1 市 税	34,988,000	39.8	1 議 会 費	501,910	0.6
2 地 方 譲 与 税	798,700	0.9	2 総 務 費	9,498,650	10.8
3 利 子 割 交 付 金	62,000	0.1	3 民 生 費	31,498,240	35.8
4 地 方 消 費 税 交 付 金	4,456,000	5.1	4 衛 生 費	5,100,860	5.8
5 ゴルフ場利用税交付金	27,000	0.0	5 労 働 費	325,950	0.4
6 自動車取得税交付金	122,700	0.1	6 農 林 水 産 業 費	2,613,430	3.0
7 配 当 割 交 付 金	131,000	0.1	7 商 工 費	4,999,350	5.7
8 株式等譲渡所得割交付金	20,000	0.0	8 土 木 費	7,144,670	8.1
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	28,000	0.0	9 消 防 費	2,506,920	2.8
10 地方特例交付金	125,000	0.1	10 教 育 費	9,398,530	10.7
11 地 方 交 付 税	15,337,000	17.5	11 公 債 費	10,983,840	12.4
12 交通安全対策特別交付金	56,000	0.1	12 諸 支 出 金	3,237,650	3.7
13 分担金及び負担金	1,395,530	1.6	13 予 備 費	150,000	0.2
14 使用料及び手数料	1,799,220	2.0			
15 国 庫 支 出 金	10,900,030	12.4			
16 県 支 出 金	4,842,170	5.5			
17 財 産 収 入	371,100	0.4			
18 寄 附 金	12,450	0.0			
19 繰 入 金	1,715,140	2.0			
20 繰 越 金	30,000	0.0			
21 諸 収 入	4,352,360	5.0			
22 市 債	6,390,600	7.3			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 平成26年度一般会計決算状況

単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額	構成比	科 目	決 算 額	構成比
合 計	93,037,349	100.0	合 計	91,524,928	100.0
1 市 税	35,857,820	38.5	1 議 会 費	481,095	0.5
2 地 方 譲 与 税	811,776	0.9	2 総 務 費	10,821,204	11.8
3 利 子 割 交 付 金	66,391	0.1	3 民 生 費	31,330,047	34.2
4 地 方 消 費 税 交 付 金	3,157,079	3.4	4 衛 生 費	5,162,044	5.7
5 ゴルフ場利用税交付金	29,902	0.0	5 労 働 費	527,898	0.6
6 自動車取得税交付金	86,514	0.1	6 農 林 水 産 業 費	2,369,671	2.6
7 配 当 割 交 付 金	188,674	0.2	7 商 工 費	4,146,324	4.5
8 株式等譲渡所得割交付金	143,441	0.2	8 土 木 費	7,165,166	7.8
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	28,512	0.0	9 消 防 費	2,586,294	2.8
10 地方特例交付金	125,568	0.1	10 教 育 費	12,985,022	14.2
11 地 方 交 付 税	16,513,955	17.7	11 公 債 費	10,842,177	11.9
12 交通安全対策特別交付金	50,559	0.1	12 諸 支 出 金	3,101,128	3.4
13 分担金及び負担金	1,558,952	1.7	13 予 備 費	0	0.0
14 使用料及び手数料	1,823,502	2.0	14 災 害 復 旧 費	6,858	0.0
15 国 庫 支 出 金	11,544,002	12.4			
16 県 支 出 金	5,001,134	5.4			
17 財 産 収 入	437,410	0.4			
18 寄 附 金	72,542	0.1			
19 繰 入 金	1,120,588	1.2			
20 繰 越 金	1,647,207	1.8			
21 諸 収 入	4,285,321	4.6			
22 市 債	8,486,500	9.1			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

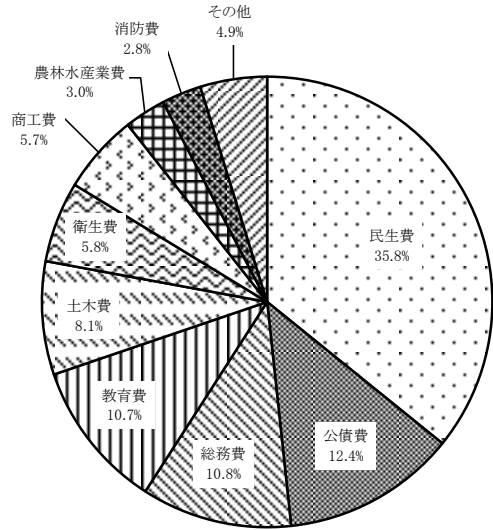
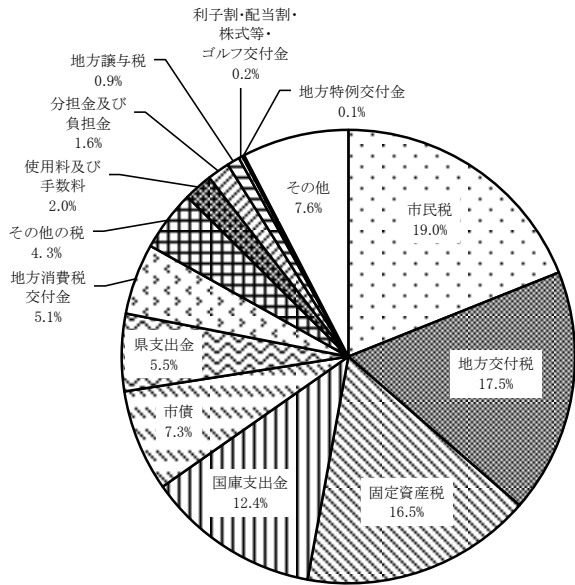
平成27年度一般会計当初予算

歳入

87,960,000千円

歳出

87,960,000千円



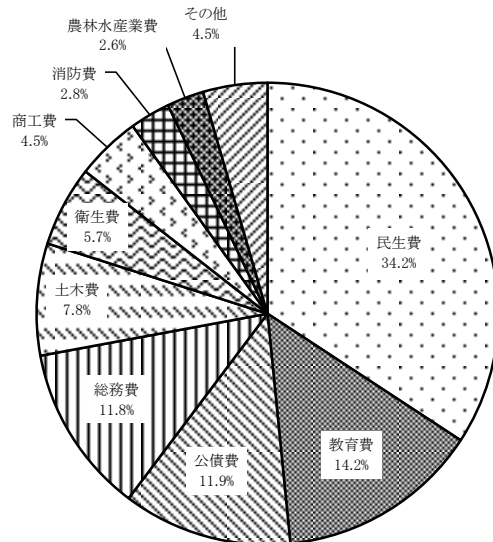
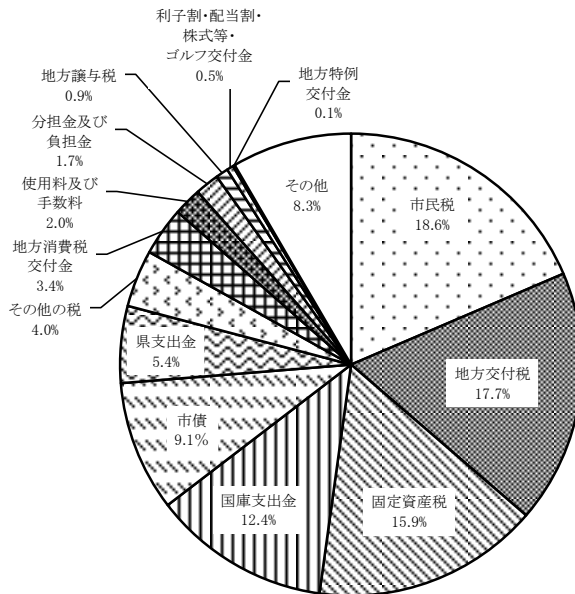
平成26年度一般会計決算額

歳入

93,037,349千円

歳出

91,524,928千円



3 税務機構と事務分掌

(平成27年4月現在)

区分	係	課長	係長	主任査	主任	主事	事務員	嘱託	計	事務分掌	
財 政 部	市民税課		1						1		
		庶務係		(1) 1	0	2	1	1	2	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
		市民税担当		(4) 5	6	2	4	2	2	21	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	6	6	4	5	3	4	29	
	資産税課		1							1	
		庶務係		(1) 1	1	2	1	0	1	6	税制研究、市税統計、予算、公図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
		土地係		(1) 1	4	2	1	0	0	8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価
		家屋係		1	5	1	4	1	2	14	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、土地・家屋の異動整理、死亡者の課税対応
		計	1	3	10	5	6	1	3	29	
	納税課		1							1	
		庶務係		(1) 1	3	1	2	0	0	7	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、他の係に属さない事務
		整理担当		(1) 5	5	7	4	3	4	28	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
計		1	6	8	8	6	3	4	36		

健康福祉部	保険課		1						1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課決定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込み、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督促及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託	
		保険税担当		(4) 7	4	5	5	3	15		39
		計	1	7	4	5	5	3	15		40

()内の数字は課長補佐(再掲)

Ⅱ 市税総括

1 27年度市税の当初予算

区 分		平成27年度 当初予算額(A)	平成26年度 当初予算額(B)	平成26年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B	
合 計		千円 34,988,000	千円 34,869,000	千円 35,599,000	% 0.3	
1	市 民 税	16,669,000	16,387,000	17,117,000	1.7	
(1)	個 人	現年課税分	12,811,000	12,545,000	12,692,000	2.1
		滞納繰越分	152,000	160,000	160,000	△ 5.0
(2)	法 人	現年課税分	3,683,000	3,651,000	4,234,000	0.9
		滞納繰越分	23,000	31,000	31,000	△ 25.8
2	固 定 資 産 税	14,513,000	14,653,000	14,653,000	△ 1.0	
(1)	純固定資産税	現年課税分	14,162,000	14,302,000	14,302,000	△ 1.0
		滞納繰越分	220,000	222,000	222,000	△ 0.9
(2)	交 付 金	131,000	129,000	129,000	1.6	
3	軽自動車税	508,000	496,000	496,000	2.4	
	現年課税分	502,000	490,000	490,000	2.4	
	滞納繰越分	6,000	6,000	6,000	0.0	
4	市たばこ税	1,643,000	1,688,000	1,688,000	△ 2.7	
5	特別土地保有税	0	0	0	-	
	現年課税分	0	0	0	-	
	滞納繰越分	0	0	0	-	
6	入 湯 税	92,000	90,000	90,000	2.2	
	現年課税分	92,000	90,000	90,000	2.2	
	滞納繰越分	0	0	0	-	
7	都市計画税	1,563,000	1,555,000	1,555,000	0.5	
	現年課税分	1,539,000	1,531,000	1,531,000	0.5	
	滞納繰越分	24,000	24,000	24,000	0.0	
国民健康保険税		5,504,290	5,449,430	5,240,840	1.0	
(1)医療分	(ア)一般分	現年課税分	3,374,800	3,269,800	3,245,280	3.2
		滞納繰越分	191,590	179,090	155,050	7.0
	(イ)退職分	現年課税分	221,850	274,980	226,830	△ 19.3
		滞納繰越分	9,180	10,550	7,460	△ 13.0
(2)支援金分	(ア)一般分	現年課税分	1,021,840	986,130	1,014,590	3.6
		滞納繰越分	58,820	84,800	44,830	△ 30.6
	(イ)退職分	現年課税分	67,180	82,850	69,000	△ 18.9
		滞納繰越分	2,160	2,870	2,260	△ 24.7
(3)介護分	(ア)一般分	現年課税分	433,330	420,070	376,600	3.2
		滞納繰越分	37,170	36,170	26,530	2.8
	(イ)退職分	現年課税分	82,070	97,670	70,060	△ 16.0
		滞納繰越分	4,300	4,450	2,350	△ 3.4

2 税目別決算額比較表

科 目	平成 23 年 度					平成 24 年 度			
	決 算 額					決 算 額			
	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%
合 計	37,213,026	△ 1.0	35,078,919	△ 0.1	94.27	36,559,319	△ 1.8	34,532,841	△ 1.6
現年課税分	35,097,440	△ 0.6	34,482,641	△ 0.4	98.25	34,577,142	△ 1.5	34,026,678	△ 1.3
滞納繰越分	2,115,586	△ 7.4	596,278	21.6	28.18	1,982,177	△ 6.3	506,163	△ 15.1
1 市 民 税	16,576,649	△ 2.0	15,680,109	△ 1.5	94.59	17,036,540	2.8	16,186,213	3.2
現年課税分	15,671,706	△ 1.7	15,424,648	△ 1.7	98.42	16,198,723	3.4	15,955,713	3.4
滞納繰越分	904,943	△ 6.0	255,461	10.9	28.23	837,817	△ 7.4	230,500	△ 9.8
2 固 定 資 産 税	16,680,020	△ 1.5	15,593,624	△ 0.2	93.49	15,689,895	△ 5.9	14,657,258	△ 6.0
現年課税分	15,615,596	△ 1.0	15,294,960	△ 0.7	97.95	14,684,552	△ 6.0	14,417,694	△ 5.7
滞納繰越分	1,064,424	△ 8.8	298,664	31.4	28.06	1,005,343	△ 5.6	239,564	△ 19.8
3 軽自動車税	490,209	2.6	460,170	3.1	93.87	500,291	2.1	472,032	2.6
現年課税分	462,574	2.5	451,731	2.8	97.66	473,320	2.3	462,995	2.5
滞納繰越分	27,635	5.5	8,439	21.0	30.54	26,971	△ 2.4	9,037	7.1
4 市たばこ税	1,607,750	14.9	1,607,750	14.9	100.00	1,581,215	△ 1.7	1,581,215	△ 1.7
現年課税分	1,607,750	14.9	1,607,750	14.9	100.00	1,581,215	△ 1.7	1,581,215	△ 1.7
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現年課税分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 入 湯 税	93,093	2.8	93,023	2.7	99.93	91,941	△ 1.2	91,774	△ 1.3
現年課税分	93,093	2.8	93,023	2.7	99.93	91,872	△ 1.3	91,774	△ 1.3
滞納繰越分	—	—	—	皆減	—	69	皆増	0	0.0
7 都 市 計 画 税	1,765,305	△ 0.9	1,644,243	0.5	93.14	1,659,437	△ 6.0	1,544,349	△ 6.1
現年課税分	1,646,721	△ 0.3	1,610,529	0.0	97.80	1,547,460	△ 6.0	1,517,287	△ 5.8
滞納繰越分	118,584	△ 8.8	33,714	32.0	28.43	111,977	△ 5.6	27,062	△ 19.7
国民健康保険税	7,811,248	0.7	5,501,996	1.9	70.44	7,640,415	△ 2.2	5,472,325	△ 0.5
現年課税分	5,764,623	0.0	5,214,812	0.8	90.46	5,672,723	△ 1.6	5,139,116	△ 1.5
滞納繰越分	2,046,625	2.7	287,184	26.7	14.03	1,967,692	△ 3.9	333,209	16.0

収納率	平成25年度					平成26年度				
	決算額					決算額				
	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
%	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
94.46	37,012,627	1.2	35,089,719	1.6	94.80	37,667,112	1.8	35,857,820	2.2	95.20
98.41	35,164,845	1.7	34,635,649	1.8	98.50	35,815,228	1.8	35,350,990	2.1	98.70
25.54	1,847,782	△ 6.8	454,070	△ 10.3	24.57	1,851,884	0.2	506,830	11.6	27.37
95.01	17,450,841	2.4	16,644,315	2.8	95.38	18,054,159	3.5	17,271,551	3.8	95.67
98.50	16,670,863	2.9	16,433,160	3.0	98.57	17,251,647	3.5	17,036,745	3.7	98.75
27.51	779,978	△ 6.9	211,155	△ 8.4	27.07	802,512	2.9	234,806	11.2	29.26
93.42	15,571,491	△ 0.8	14,593,057	△ 0.4	93.72	15,664,903	0.6	14,770,125	1.2	94.29
98.18	14,633,171	△ 0.3	14,381,208	△ 0.3	98.28	14,748,241	0.8	14,531,417	1.0	98.53
23.83	938,320	△ 6.7	211,849	△ 11.6	22.58	916,662	△ 2.3	238,708	12.7	26.04
94.35	511,076	2.2	482,654	2.3	94.44	532,665	4.2	500,909	3.8	94.04
97.82	486,264	2.7	475,538	2.7	97.79	502,355	3.3	493,349	3.7	98.21
33.50	24,812	△ 8.0	7,116	△ 21.3	28.68	30,310	22.2	7,560	6.2	24.94
100.00	1,736,000	9.8	1,736,000	9.8	100.00	1,662,333	△ 4.2	1,662,333	△ 4.2	100.00
100.00	1,736,000	9.8	1,736,000	9.8	100.00	1,662,333	△ 4.2	1,662,333	△ 4.2	100.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
99.82	92,922	1.1	92,432	0.7	99.47	93,357	0.5	92,960	0.6	99.57
99.89	92,755	1.0	92,432	0.7	99.65	93,035	0.3	92,638	0.2	99.57
0.00	167	142.0	0	0.0	0.00	322	92.8	322	皆増	100.00
93.06	1,650,297	△ 0.6	1,541,261	△ 0.2	93.39	1,659,695	0.6	1,559,942	1.2	93.99
98.05	1,545,792	△ 0.1	1,517,311	0.0	98.16	1,557,617	0.8	1,534,508	1.1	98.52
24.17	104,505	△ 6.7	23,950	△ 11.5	22.92	102,078	△ 2.3	25,434	6.2	24.92
71.62	7,495,485	△ 1.9	5,424,695	△ 0.9	72.37	7,309,662	△ 2.5	5,237,487	△ 3.5	71.65
90.59	5,661,435	△ 0.2	5,120,828	△ 0.4	90.45	5,512,077	△ 2.6	4,975,798	△ 2.8	90.27
16.93	1,834,050	△ 6.8	303,867	△ 8.8	16.57	1,797,585	△ 2.0	261,689	△ 13.9	14.56

3 26年度市税の収納実績

税 目		調 定 額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)	現年課税分 (D)
合 計		千円 35,815,228	千円 1,851,884	千円 37,667,112	千円 35,350,990
普 通 税	計	34,164,576	1,749,484	35,914,060	33,723,844
	1 市 民 税	17,251,647	802,512	18,054,159	17,036,745
	(1) 個人均等割	404,963	23,906	428,869	398,228
	(2) 個人所得割 (上記のうち退職所得分)	12,523,622	739,870	13,263,492	12,324,701
	(3) 法人均等割	109,633	—	109,633	109,633
	(4) 法人税割	959,006	8,593	967,599	956,804
	2 固定資産税	3,364,056	30,143	3,394,199	3,357,012
	(1) 純固定資産税	14,748,241	916,662	15,664,903	14,531,417
	ア 土地	14,619,133	916,662	15,535,795	14,402,309
	イ 家屋	5,544,976	347,686	5,892,662	5,462,796
	ウ 償却資産	6,887,902	431,891	7,319,793	6,786,368
	(2) 交付金	2,186,255	137,085	2,323,340	2,153,145
	3 軽自動車税	129,108	—	129,108	129,108
	4 市たばこ税	502,355	30,310	532,665	493,349
	5 特別土地保有税	1,662,333	—	1,662,333	1,662,333
(1) 保有分	—	—	—	—	
(2) 取得分	—	—	—	—	
(3) 遊休土地分	—	—	—	—	
目 的 税	計	1,650,652	102,400	1,753,052	1,627,146
	1 入 湯 税	93,035	322	93,357	92,638
	2 都市計画税	1,557,617	102,078	1,659,695	1,534,508
	(1) 土 地	822,791	53,921	876,712	810,527
(2) 家 屋	734,826	48,157	782,983	723,981	
国民健康保険税		5,512,077	1,797,585	7,309,662	4,975,798

入 額		収 納 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前年度
千円	千円	%	%	%	%
506,830	35,857,820	98.70	27.37	95.20	94.80
481,074	34,204,918	98.71	27.50	95.24	94.86
234,806	17,271,551	98.75	29.26	95.67	95.38
6,976	405,204	98.41	29.18	94.55	94.83
215,888	12,540,589	98.41	29.18	94.55	94.83
—	109,633	100.00	—	100.00	100.00
2,649	959,453	99.79	30.83	99.17	97.20
9,293	3,366,305	99.79	30.83	99.17	97.20
238,708	14,770,125	98.53	26.04	94.29	93.72
238,708	14,641,017	98.52	26.04	94.24	93.66
90,542	5,553,338	98.52	26.04	94.24	93.66
112,479	6,898,847	98.52	26.04	94.24	93.66
35,687	2,188,832	98.52	26.04	94.24	93.66
—	129,108	100.00	—	100.00	100.00
7,560	500,909	98.21	24.94	94.04	94.44
—	1,662,333	100.00	—	100.00	100.00
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
25,756	1,652,902	98.58	25.15	94.29	93.72
322	92,960	99.57	100.0	99.58	99.47
25,434	1,559,942	98.52	24.92	93.99	93.39
13,435	823,962	98.52	24.92	93.99	93.39
11,999	735,980	98.52	24.92	93.99	93.39
261,689	5,237,487	90.27	14.56	71.65	72.37

4 市税負担状況調

区 分		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		税 額	伸 率	税 額	伸 率	税 額	伸 率
人口一人当たり	市 税 総 額	円 142,554	% △ 1.2	円 145,152	% 1.8	円 148,193	% 2.1
	市 民 税 個 人	52,280	5.3	52,671	0.7	53,495	1.6
	純 固 定 資 産 税	59,945	△ 5.7	59,864	△ 0.1	60,490	1.0
	そ の 他 の 税	30,329	△ 2.2	32,617	7.5	34,208	4.9
一世帯当たり	市 税 総 額	342,094	△ 2.5	345,065	0.9	349,441	1.3
	市 民 税 個 人	125,459	3.8	125,214	△ 0.2	126,141	0.7
	純 固 定 資 産 税	143,853	△ 7.0	142,313	△ 1.1	142,635	0.2
	そ の 他 の 税	72,782	△ 3.5	77,538	6.5	80,665	4.0

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ 市県民税

1 年度別納税義務者調

(1) 市民税(個人)

区 分		平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度
合 計	納 税 義 務 者 数	115,048	115,149	115,365
	均 等 割 の み	7,916	8,158	8,296
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	107,132	106,991	107,069
特 別 徴 収	給 納 税 義 務 者 数	66,190	66,551	67,760
	与 均 等 割 の み	1,537	1,473	1,644
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	64,653	65,078	66,116
年 金	納 税 義 務 者 数	17,701	17,460	17,267
	均 等 割 の み	2,367	2,563	2,619
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	15,334	14,897	14,648
普 通 徴 収	納 税 義 務 者 数	31,157	31,138	30,338
	均 等 割 の み	4,012	4,122	4,033
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	27,145	27,016	26,305
特 別 徴 収 義 務 者	給 与	6,423	6,727	7,013
	年 金	9	9	10

備考 課税状況の調2・3表によります。

(2) 県民税(個人)

区 分	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度
納 税 義 務 者 数	115,048	115,145	115,370
均 等 割 の み	7,963	8,191	8,338
所 得 割 の み	0	0	0
均等割・所得割合算	107,085	106,954	107,032

備考 6月末現在の現年課税分

2 年度別課税額の調

(1) 市民税(個人)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 211,875,582	千円 220,654,131	千円 236,098,162
	所 得 割	12,164,759	12,383,005	13,058,716
	均 等 割	345,144	403,007	403,795
	計	12,509,903	12,786,012	13,462,511
特別徴収	所 得 割	9,316,591	9,462,727	9,754,884
	均 等 割	241,659	280,517	284,116
	計	9,558,250	9,743,244	10,039,000
普通徴収	所 得 割	2,848,168	2,920,278	3,303,832
	均 等 割	103,485	122,490	119,679
	計	2,951,653	3,042,768	3,423,511

(2) 県民税(個人)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 211,875,582	千円 220,654,131	千円 236,098,162
	所 得 割	8,107,775	8,253,165	8,703,623
	均 等 割	172,572	230,290	230,740
	計	8,280,347	8,483,455	8,934,363
特別徴収	所 得 割	6,209,723	6,307,113	6,501,758
	均 等 割	120,799	160,289	162,347
	計	6,330,522	6,467,402	6,664,105
普通徴収	所 得 割	1,898,052	1,946,052	2,201,865
	均 等 割	51,773	70,001	68,393
	計	1,949,825	2,016,053	2,270,258

備考 6月末現在の現年課税分

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

区 分	平 成 25 年 度		平 成 26 年 度		平 成 27 年 度	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
給 与 所 得 者	85,205	79.5	85,001	79.4	85,750	80.1
営 業 等 所 得 者	4,045	3.8	4,049	3.8	4,084	3.8
農 業 所 得 者	618	0.6	562	0.5	513	0.5
そ の 他 の 所 得 者	16,625	15.5	16,260	15.2	15,693	14.7
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	639	0.6	1,119	1.0	1,029	1.0
合 計	107,132	100.0	106,991	100.0	107,069	100.0

(2) 年度別所得割額

区 分	平 成 25 年 度		平 成 26 年 度		平 成 27 年 度	
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比
給 与 所 得 者	10,179,353	83.7	10,236,828	82.7	10,550,131	80.8
営 業 等 所 得 者	564,747	4.6	569,382	4.6	596,605	4.6
農 業 所 得 者	71,518	0.6	69,453	0.6	46,875	0.4
そ の 他 の 所 得 者	1,069,672	8.8	1,023,298	8.3	948,349	7.3
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	279,469	2.3	484,249	3.9	916,838	7.0
合 計	12,164,759	100.0	12,383,210	100.0	13,058,798	100.0
(平 均 税 率)	6.0		6.0		6.0	

備考 課税状況の調第5表～第12表によります。

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

4 27年度課税状況調(当初)

所得者区分	区 分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者	
		人 員	均等割額	人 員	所得割額
		人	千円	人	千円
給 与 所 得 者		4,060	14,210	0	0
営 業 等 所 得 者		723	2,531	0	0
農 業 所 得 者		126	441	0	0
そ の 他 の 所 得 者		3,387	11,855	0	0
家 屋 敷 等 の み		0	0	0	0
合 計		8,296	29,037	0	0
平 成 2 6 年 度		8,158	28,554	0	0

備考 課税状況の調第2表によります。

5 27年度課税所得の状況

(1) 課税標準段階別所得

課税標準段階	区 分	納税義務者数	総所得金額等 (山林所得含)	先物取引に 係る雑所得	上場株式等 に係る配当 所得	分離長期 譲渡所得	分離短期 譲渡 所得	株式等に 係る譲渡 所得	所得合計額
10万円以下の金額		4,470	2,829,447	80,915	339	1,324,533	2,438	107,496	4,345,168
10万円超～100万円以下		37,017	49,475,762	10,312	10,498	776,418	1,521	53,919	50,328,430
100万円超～200万円以下		30,044	73,797,585	9,528	19,638	437,207	8,637	94,026	74,366,621
200万円超～300万円以下		16,044	60,179,487	29,403	10,143	563,000	897	79,924	60,862,854
300万円超～400万円以下		8,964	44,972,620	7,014	8,719	187,497	3,472	73,003	45,252,325
400万円超～550万円以下		5,406	34,681,814	12,936	3,718	234,675	11,700	14,714,712	49,659,555
550万円超～700万円以下		2,043	16,496,202	13,556	9,037	165,129	0	83,094	16,767,018
700万円超～1,000万円以下		1,407	14,319,396	0	6,274	317,407	0	58,043	14,701,120
1,000万円を超える金額		1,674	33,257,452	6,418	74,788	421,753	929	2,842,352	36,603,692
合 計		107,069	330,009,765	170,082	143,154	4,427,619	29,594	18,106,569	352,886,783

備考 課税状況の調第12表によります。

均等割と所得割を納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
86,153	301,536	10,702,234	90,213	11,017,980
4,114	14,399	616,512	4,837	633,442
513	1,796	46,875	639	49,112
16,289	57,012	1,693,244	19,676	1,762,111
0	0	0	0	0
107,069	374,743	13,058,865	115,365	13,462,645
106,991	374,469	12,383,276	115,149	12,786,299

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納税義務者数

区 分		年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
資本金等の額	従業員数		社	社	社	社
1千万円以下	50人以下		5,112	5,164	5,232	5,285
1千万円以下	50人超		41	46	46	47
1千万円超1億円以下	50人以下		1,219	1,219	1,230	1,234
1千万円超1億円以下	50人超		118	117	113	104
1億円超10億円以下	50人以下		387	383	387	396
1億円超10億円以下	50人超		49	49	49	52
10億円超	50人以下		590	599	592	589
10億円超50億円以下	50人超		19	18	17	18
50億円超	50人超		53	52	54	50
合 計			7,588	7,647	7,720	7,775
伸 率			△ 5.6 %	0.8 %	1.0 %	0.7 %

備考 区分は地方税法第312条で定める区分
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)
27年度は6月末現在の数値

(2) 年度別調定額

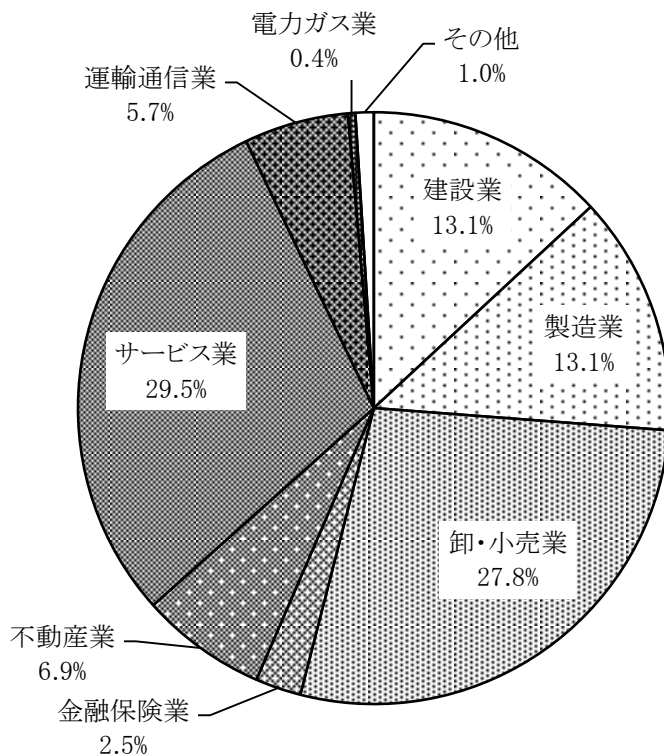
(千円)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
現年度分	税 割	2,512,215	2,549,202	2,882,979	3,299,823
	均等割	1,029,001	928,935	938,041	944,617
	計	3,541,216	3,478,137	3,821,020	4,244,440
過年度分	税 割	36,719	28,104	72,829	64,233
	均等割	9,190	11,706	16,724	14,389
	計	45,909	39,810	89,553	78,622
合 計	税 割	2,548,934	2,577,306	2,955,808	3,364,056
	均等割	1,038,191	940,641	954,765	959,006
	計	3,587,125	3,517,947	3,910,573	4,323,062
	伸 率	△ 5.2 %	△ 1.9 %	11.2 %	10.5 %

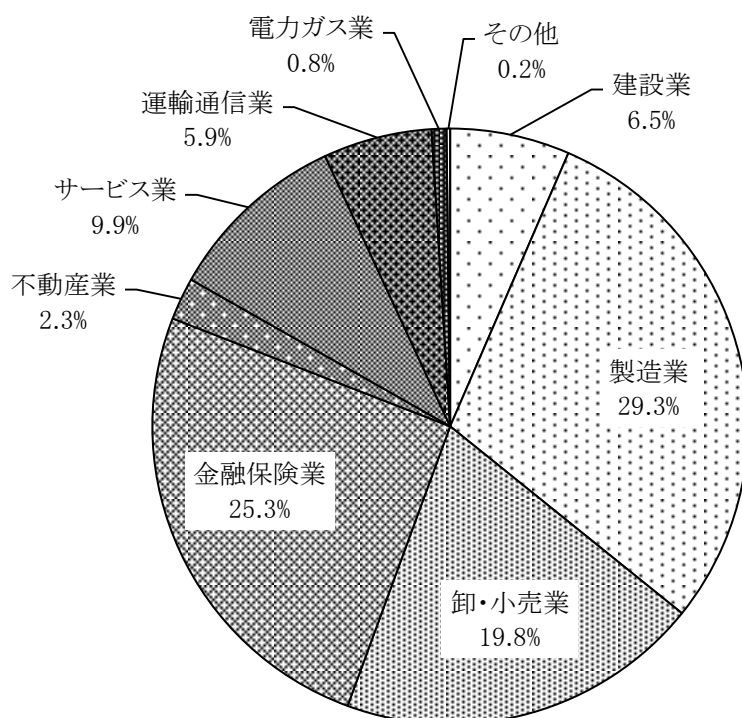
備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 平成26年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)

法人数(7,720社)



税割額(3,299,823千円)



(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
15	5.9	△ 49.9	8.6	△ 64.9	305.9	△ 78.9	△ 16.2
	3,004,176	65,474	2,938,702	573	4,242	92	128,557
16	10.9	△ 11.8	11.4	62.1	△ 2.1	1430.4	△ 14.6
	3,331,423	57,753	3,273,670	929	4,153	1,408	109,733
17	1.1	△ 13.7	1.4	△ 47.7	△ 31.1	△ 91.5	6.0
	3,368,793	49,831	3,318,962	486	2,862	120	116,284
18	19.6	83.8	18.6	153.3	△ 85.1	1047.5	41.3
	4,029,160	91,594	3,937,566	1,231	426	1,377	164,331
19	15.3	138.5	12.4	40.6	165.7	△ 71.7	8.0
	4,644,433	218,420	4,426,013	1,731	1,132	390	177,508
20	△ 30.2	△ 68.3	△ 28.3	1.5	△ 18.1	△ 68.7	△ 12.7
	3,243,999	69,284	3,174,715	1,757	927	122	154,930
21	△ 38.5	△ 6.8	△ 39.2	△ 81.3	△ 96.9	△ 18.9	△ 21.1
	1,993,477	64,570	1,928,907	328	29	99	122,287
22	32.2	△ 20.0	34.0	430.5	113.8	△ 62.6	10.3
	2,635,677	51,637	2,584,040	1,740	62	37	134,853
23	△ 3.3	△ 28.9	△ 2.8	△ 29.1	4112.9	1973.0	△ 4.5
	2,548,934	36,719	2,512,215	1,234	2,612	767	128,759
24	1.1	△ 23.5	1.5	98.3	18.8	△ 21.4	9.0
	2,577,306	28,105	2,549,201	2,447	3,104	603	140,356
25	14.7	159.1	13.1	6.8	△ 0.9	△ 33.5	24.5
	2,955,809	72,830	2,882,979	2,614	3,076	401	174,705
26	13.8	△ 11.8	14.5	△ 15.1	△ 12.8	270.6	22.7
	3,364,056	64,233	3,299,823	2,220	2,681	1,486	214,316

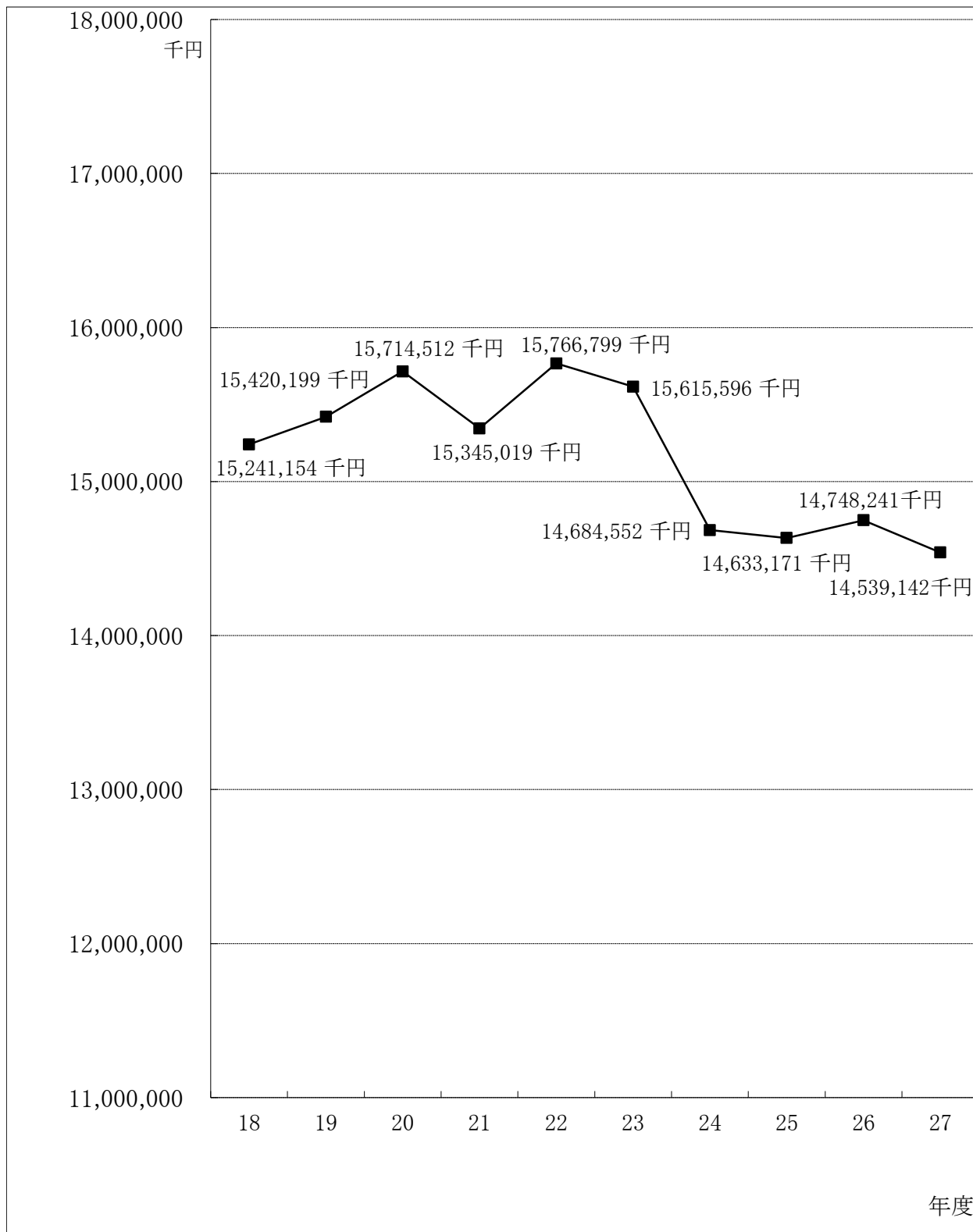
上段 前年対比伸率 %
下段 決算額 千円

製造業	卸小売業	金融業	不動産業	運輸 通信業	電力 ガス業	サービス業
10.1	12.8	5.0	19.4	33.7	△ 10.8	7.2
907,018	681,981	356,335	63,474	212,948	140,514	442,850
25.2	△ 1.2	38.9	△ 17.0	△ 16.4	41.1	△ 4.3
1,135,967	673,716	494,784	52,694	177,934	198,252	423,980
△ 13.3	△ 0.7	42.4	△ 4.8	50.7	△ 1.2	△ 23.0
985,041	668,972	704,521	50,144	268,090	195,840	326,495
32.9	19.2	11.1	18.7	20.4	△ 18.8	4.0
1,309,172	797,302	782,734	59,511	322,756	159,093	339,533
13.2	△ 6.0	17.3	110.6	△ 3.9	7.5	44.1
1,482,424	749,130	917,819	125,358	310,041	171,061	489,319
△ 38.4	△ 7.0	△ 35.6	△ 30.4	△ 19.1	△ 47.8	△ 20.5
912,892	696,562	591,218	87,220	250,825	89,241	388,940
△ 33.0	△ 41.6	△ 61.2	△ 26.0	△ 25.1	△ 45.4	△ 33.9
611,387	406,841	229,569	64,568	187,758	48,736	257,243
37.4	34.6	55.0	0.5	△ 10.4	224.9	21.5
839,970	547,490	355,719	64,887	168,235	158,338	312,664
11.2	7.5	△ 18.1	△ 23.9	△ 27.9	△ 48.9	0.2
933,861	588,605	291,467	49,361	121,277	80,881	313,358
△ 15.0	4.5	33.1	31.1	70.5	△ 54.0	△ 5.0
793,623	614,901	387,830	64,713	206,779	37,183	297,642
△ 1.8	△ 4.5	75.3	2.1	15.3	△ 33.4	9.7
779,254	587,368	679,853	66,101	238,313	24,753	326,530
24.2	11.0	23.0	17.3	△ 18.3	△ 0.4	△ 0.1
967,961	652,043	836,112	77,557	194,592	24,650	326,205

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの。

IV 固定資産税

1 固定資産税の年度別調定額



(注) 1 27年度は7月末調定の数値
2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計

2 固定資産税の区分別調定額の調

(1) 純固定資産税

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
課税標準額	土 地	412,014,498千円	404,473,803千円	402,209,396千円	396,066,523千円
	家 屋	485,111,425	490,215,330	499,619,699	489,097,493
	償 却 資 産	163,668,322	158,088,437	158,581,841	161,364,883
	計	1,060,794,245	1,052,777,570	1,060,410,936	1,046,528,899
税 額		14,539,953	14,502,878	14,619,133	14,407,618
納 税 義 務 者		92,589人	92,386人	91,271人	91,305人

(注) 1 27年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

(2) 交付金

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
算 定 標 準 額	10,328,534千円	9,306,668千円	9,222,055千円	9,394,637千円
税 額	144,599	130,293	129,108	131,524
納 税 義 務 者	16人	16人	16人	16人

(3) 固定資産税合計

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
課 税 標 準 額	1,071,122,779千円	1,062,084,238千円	1,069,632,991千円	1,055,923,536千円
税 額	14,684,552	14,633,171	14,748,241	14,539,142

3 土地の概要

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積 (千㎡)	25	205,390	49,600	33,448	38,957
	26	205,561	49,516	33,342	39,157
	27	203,561	49,447	33,202	39,257
評 価 額 ()内は 課税標準額 (千円)	25	(404,661,393) 1,057,109,601	(14,389,343) 36,579,410	(8,651,795) 34,400,704	(330,684,309) 912,944,981
	26	(402,326,091) 1,040,972,573	(14,259,884) 34,442,574	(8,709,913) 32,781,034	(329,314,167) 901,913,532
	27	(396,159,128) 1,032,093,860	(14,261,117) 34,511,893	(8,832,642) 35,860,031	(324,111,191) 891,554,817
筆 数 (筆)	25	363,081	42,294	48,157	219,568
	26	364,509	42,082	47,911	221,231
	27	365,853	41,985	47,792	222,688
提示平均評価額 (円/㎡)	25		140	48	23,751
	26		140	48	23,348
	27		140	47	23,006
平均価格 ()内は 最高価格 (円/㎡)	25	4,847	140 (169)	48 (83)	23,322 (234,550)
	26	4,774	140 (223)	48 (83)	22,928 (225,530)
	27	4,779	140 (169)	47 (83)	22,593 (218,590)

- 備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)
 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値
 3 各年度とも概要調書の数値

鉾泉地	池沼	山林	原野	雜種地
0.488	3,716	64,958	9,634	5,077
0.488	3,716	65,050	9,626	5,154
0.488	3,715	63,118	9,581	5,241
(75,168) 75,169	(104,674) 120,111	(1,539,218) 1,656,425	(462,073) 578,290	(48,754,813) 70,754,511
(75,168) 75,168	(104,039) 119,214	(1,524,777) 1,630,007	(454,770) 562,080	(47,883,373) 69,448,964
(70,045) 70,045	(103,849) 118,943	(1,473,514) 1,570,170	(442,945) 542,475	(46,863,825) 67,865,486
36	356	29,033	11,951	11,686
36	352	29,215	11,920	11,762
36	352	29,247	11,874	11,879
		20		
		20		
		20		
154,035 (2,226,888)	32 (9,699)	20 (35)	55 (42,292)	13,920 (198,000)
154,033 (2,226,888)	32 (9,451)	20 (35)	54 (42,116)	13,458 (188,000)
143,535 (1,979,456)	32 (9,327)	20 (35)	52 (41,500)	12,924 (180,000)

4 家屋の概要

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	25	120,424	18,085 千㎡
	26	120,177	18,160
	27	120,406	18,238
木 造	25	85,908	9,640
	26	85,454	9,682
	27	85,640	9,734
非 木 造	25	34,516	8,445
	26	34,723	8,478
	27	34,766	8,504

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

5 償却資産の概要

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	25	157,319,958 千円
	26	159,584,874
	27	164,285,542
構 築 物	25	25,516,561
	26	26,346,674
	27	26,327,143
機 械 及 び 装 置	25	47,927,682
	26	50,498,409
	27	56,525,640
船 舶	25	2,049
	26	2,027
	27	3,365
航 空 機	25	16,330
	26	161,708
	27	206,911
車 両 及 び 運 搬 具	25	716,082
	26	624,178
	27	648,055
工 具 器 具 及 び 備 品	25	23,269,848
	26	23,419,185
	27	22,919,957
法 第 389 条 関 係 分 (配 分)	25	59,871,406
	26	58,532,693
	27	57,654,471

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

評 価 額	平 均 価 格	
490,945,011 千円	㎡当り	27,147 円
500,842,672		27,580
490,243,448		26,880
157,875,569		16,378
163,070,148		16,842
159,570,186		16,393
333,069,442		39,439
337,772,524		39,843
330,673,262		38,885

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
155,512,668 千円	1,152,627 千円	95,078,506 千円
157,383,051	2,129,943	97,248,241
161,214,430	3,719,723	100,386,391
25,145,275	168,887	24,976,388
25,841,348	312,366	25,528,982
25,811,247	413,081	25,398,166
47,101,715	963,796	46,137,919
49,375,085	1,742,528	47,632,557
54,556,498	3,232,024	51,324,474
2,049	0	2,049
2,027	0	2,027
3,365	0	3,365
16,330	0	16,330
161,708	0	161,708
206,911	0	206,911
716,082	0	716,082
624,107	107	624,000
648,004	77	647,927
23,249,682	19,944	23,229,738
23,373,909	74,942	23,298,967
22,877,089	74,541	22,805,548
59,281,535	—	—
58,004,867	—	—
57,111,316	—	—

6 年度別新增分家屋

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	806	885	862
		床 面 積(m ²)	94,586	104,507	99,812
		決定価格(千円)	4,537,858	5,049,761	5,304,589
	その他	棟 数 (棟)	94	118	113
		床 面 積(m ²)	9,641	18,599	17,728
		決定価格(千円)	404,882	790,922	836,623
木造以外の屋	棟 数 (棟)	333	342	287	
	床 面 積(m ²)	54,637	81,467	90,115	
	決定価格(千円)	4,073,515	6,276,483	7,043,043	
合 計	棟 数 (棟)	1,233	1,345	1,262	
	床 面 積(m ²)	158,864	204,573	207,655	
	決定価格(千円)	9,016,255	12,117,166	13,184,255	

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	640	727	652
		床 面 積(m ²)	45,937	60,782	46,435
		決定価格(千円)	421,414	552,068	375,413
	その他	棟 数 (棟)	535	448	413
		床 面 積(m ²)	34,480	29,386	20,138
		決定価格(千円)	127,582	127,543	108,435
木造以外の屋	棟 数 (棟)	298	290	331	
	床 面 積(m ²)	52,063	47,231	63,050	
	決定価格(千円)	1,068,313	1,452,851	1,394,513	
合 計	棟 数 (棟)	1,473	1,465	1,396	
	床 面 積(m ²)	132,480	137,399	129,623	
	決定価格(千円)	1,617,309	2,132,462	1,878,361	

備考 各年度とも概要調書の数値

V 諸税・その他

1 市たばこ税

区 分	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度
消 費 本 数	348,665 千本	339,950 千本	322,550 千本
調 定 額	1,581,215 千円	1,736,000 千円	1,662,333 千円

備考 25年度に税率改正

2 特別土地保有税

土地投機の抑制及び土地供給の促進を目的として、昭和48年度に創設。平成15年度より課税停止。

3 入湯税

区 分	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度
課 税 人 員	768,433 人	757,052 人	769,309 人
調 定 額	91,872 千円	92,755 千円	93,035 千円

4 都市計画税

区 分		平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度
課 標 準 税 額	土 地	414,429,712 千円	413,775,215 千円	413,006,284 千円
	家 屋	362,659,614 千円	369,538,489 千円	372,645,383 千円
	計	777,089,326 千円	783,313,704 千円	785,651,667 千円
調 定 額		1,545,792 千円	1,557,617 千円	1,561,820 千円
納 税 義 務 者 数		57,678 人	55,196 人	58,101 人

備考 27年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

5 国民健康保険税

区 分	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度
調 定 額	5,589,928 千円	5,508,847 千円	5,304,806 千円
	36,700 世帯	36,560 世帯	36,095 世帯
7割軽減対象世帯数	9,198 世帯	7割軽減対象世帯数 8,960 世帯	7割軽減対象世帯数 9,043 世帯
5割軽減対象世帯数	1,972 世帯	5割軽減対象世帯数 4,563 世帯	5割軽減対象世帯数 5,005 世帯
2割軽減対象世帯数	4,807 世帯	2割軽減対象世帯数 4,056 世帯	2割軽減対象世帯数 4,016 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値

6 軽自動車税

区 分		年度	賦課期日現在台数					
			一 般	官公署	計 (1)			
総 数		25	97,786 台	468 台	98,254 台			
		26	99,577	469	100,046			
		27	100,665 (1)	474 (0)	101,139 (1)			
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下 (電気動力も含む)		25	12,210	47	12,257		
			26	11,650	46	11,696		
			27	11,038	46	11,084		
	50 cc 超 90 cc 以下		25	1,113	21	1,134		
			26	1,034	21	1,055		
			27	946	20	966		
	90 cc 超 125 cc 以下		25	1,144	12	1,156		
			26	1,224	12	1,236		
			27	1,298	14	1,312		
	ミニカー		25	160	0	160		
			26	155	0	155		
			27	152	1	153		
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二 輪 車 (125cc超250cc以下)		25	3,361	8	3,369		
			26	3,354	8	3,362		
			27	3,332	8	3,340		
	三 輪 車		25	4	0	4		
			26	4	0	4		
			27	4 (0)	0 (0)	4 (0)		
	四 輪 車	乗 用	営 業 用		25	2	0	2
					26	3	0	3
					27	3 (0)	0 (0)	3 (0)
		自 家 用		25	49,705	94	49,799	
				26	52,116	92	52,208	
				27	53,902 (1)	91 (0)	53,993 (1)	
		貨 物 用	営 業 用		25	582	0	582
					26	586	0	586
					27	574 (0)	0 (0)	574 (0)
		自 家 用		25	22,460	245	22,705	
				26	22,385	248	22,633	
				27	22,329 (0)	255 (0)	22,584 (0)	
	雪 上 用		25	3	0	3		
			26	3	0	3		
			27	3	0	3		
	農 耕 用		25	3,146	7	3,153		
			26	3,175	5	3,180		
			27	3,179	6	3,185		
小 型 特 殊 (電気動力含む)		25	398	11	409			
		26	408	11	419			
		27	428	11	439			
二 輪 小 型 (250cc超)		25	3,498	23	3,521			
		26	3,480	26	3,506			
		27	3,477	22	3,499			

備考 課税状況の調第33表によります。

()内は平成26年度税制改正後の新標準税率適用対象車両の数値です。(平成27年度から適用開始)

非課税台数 官公署分(2)	課税免除台数 身障減免等(3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調 定 額
468 台	1,236 台	96,550 台	486,516 千円
469	1,314	98,263	502,423
474 (0)	1,390 (0)	99,275 (1)	513,957 (11)
47	33	12,177	12,177
46	25	11,625	11,625
46	33	11,005	11,005
21	3	1,110	1,332
21	2	1,032	1,238
20	3	943	1,132
12	0	1,144	1,830
12	0	1,224	1,958
14	1	1,297	2,075
0	0	160	400
0	0	155	388
1	0	152	380
8	1	3,360	8,064
8	1	3,353	8,047
8	0	3,332	7,997
0	0	4	12
0	0	4	12
0 (0)	0 (0)	4 (0)	12 (0)
0	0	2	11
0	0	3	17
0 (0)	0 (0)	3 (0)	17 (0)
94	902	48,803	351,382
92	994	51,122	368,078
91 (0)	1,064 (0)	52,838 (1)	380,437 (11)
0	6	576	1,728
0	5	581	1,743
0 (0)	7 (0)	567 (0)	1,701 (0)
245	290	22,170	88,680
248	287	22,098	88,392
255 (0)	282 (0)	22,047 (0)	88,188 (0)
0	0	3	7
0	0	3	7
0	0	3	7
7	0	3,146	5,034
5	0	3,175	5,080
6	0	3,179	5,086
11	0	398	1,871
11	0	408	1,918
11	0	428	2,012
23	1	3,497	13,988
26	0	3,480	13,920
22	0	3,477	13,908

7 利子割交付金

区 分	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度
長野県全体	632,052 千円	519,376 千円	507,582 千円
松本市	81,795 千円	67,783 千円	66,391 千円
按分率 3月～7月分	12.84980 %	13.00255 %	13.08372 %
8月～2月分	13.00255 %	13.08372 %	13.07807 %

8 配当割交付金

区 分	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度
長野県全体	418,484 千円	762,560 千円	1,442,580 千円
松本市	54,196 千円	99,640 千円	188,674 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

9 株式等譲渡所得割交付金

区 分	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度
長野県全体	95,659 千円	1,285,947 千円	1,096,810 千円
松本市	12,438 千円	168,249 千円	143,441 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

10 ゴルフ場利用税交付金

区 分	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度
交 付 金	33,248 千円	31,295 千円	29,902 千円

11 口座振替納付の状況調(平成26年度振替済分)

税目	合計		全調定に対する割合
	口座振替合計		
市県民税 (普通徴収)	件(人)数	43,541 件	31.9 %
	税額	2,264,141 千円	42.7 %
固定資産税 都市計画税	件(人)数	209,379 件	58.5 %
	税額	7,995,454 千円	49.5 %
軽自動車税 (全期)	件(人)数	14,425 件	21.0 %
	税額	100,306 千円	20.0 %

税目	期別			
	1 期	2 期	3 期	4 期
市県民税 (普通徴収)	12,100 件	10,942 件	10,209 件	10,290 件
	552,468 千円	573,995 千円	565,792 千円	571,886 千円
固定資産税 都市計画税	52,384 件	52,302 件	52,463 件	52,230 件
	2,064,260 千円	1,974,044 千円	1,984,594 千円	1,972,556 千円
軽自動車税 (全期)	14,425 件			
	100,306 千円			

税目	合計		全調定に対する割合
	口座振替合計		
国民健康 保険税 (普通徴収)	件(人)数	129,672 件	49.8 %
	税額	2,780,648 千円	56.4 %

税目	期別								
	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
国民健康 保険税 (普通徴収)	15,278 件	15,128	15,027	14,247	14,153	14,098	14,031	13,917	13,793
	328,849 千円	320,272	317,655	305,788	303,905	302,377	302,019	300,549	299,234

12 市税の徴収に要する経費

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
税 収 入 額	1 市 税	34,532,841 千円	35,089,719 千円	35,857,820 千円
	2 個 人 県 民 税	8,384,589	8,418,657	8,587,292
	3 計	42,917,430	43,508,376	44,445,112
市税及び個人県民税に係る徴税費	4 基 本 給	306,623	300,025	314,480
	5 諸 手 当	175,533	176,103	188,709
	(1) 超 過 勤 務 手 当	19,993	22,058	27,031
	(2) 税 務 特 別 手 当	28	45	40
	(3) そ の 他 の 手 当	155,512	154,000	161,638
	6 そ の 他	132,119	129,696	134,935
	7 小 計	614,275	605,824	638,124
	8 旅 費	757	643	653
	9 賃 金	5,954	5,296	4,916
	10 そ の 他	219,599	325,806	397,171
	11 小 計	226,310	331,745	402,740
	12 前 納 報 奨 金 ・ そ の 他	59	60	69
	13 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0
	14 納 税 報 奨 金 等	0	0	0
	15 小 計	59	60	69
	16 そ の 他	221,981	140,135	154,537
	17 合 計	1,062,625	1,077,764	1,195,470
県 民 税 徴 収 取 扱 費	18 納 税 通 知 書 数 に よ る 金 額	-	-	-
	19 納 税 義 務 者 数 に よ る 金 額	343,024	345,324	347,127
	20 徴 収 額 に よ る 金 額	-	-	-
	21 平 成 18 年 度 課 税 以 前 の 滞 納 繰 越 分 に よ る 金 額	550	405	343
	22 配 当 割 額 ・ 株 式 譲 渡 所 得 割 額 控 除 に よ る 還 付 ・ 充 当 金 額	1,472	1,765	5,309
	23 合 計	345,046	347,494	352,779
24 市 税 に 係 る 徴 収 費 (17-23)		717,579	730,270	842,691
市税及び個人県民税に係る徴税経費(百円当たり)		2.5 円	2.5 円	2.7 円
市税に係る徴税経費(百円当たり)		2.1 円	2.1 円	2.4 円

備考 各年度とも課税状況の調第39表によります

12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止

県民税徴収取扱費は平成20年度から納税義務者数により算定

13 証明・閲覧に関する調

(1) 平成27年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租税・公課に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
固定資産課税台帳 (名寄帳)の閲覧	1回	300円	納税義務者、1年度ごとを1回とする。
固定資産課税台帳 (名寄帳)の交付	1枚	300円	1枚増すごとに100円加算
土地・家屋に関する証明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
償却資産に関する証明	1枚	300円	
住宅用家屋証明	1件	1,300円	
土地台帳の閲覧	1冊	300円	
土地図面の閲覧・複写交付	1件	300円	複写は1枚増すごとに100円加算

(2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所得及び 税額証明	営業証明 (法人)	納税証明 (一般)	納税証明 (車検用)	資産に関 する証明 (土地・家屋等)	資産に関 する証明 (加算分)	車庫証明	登記用 通知	合 計
24	44,714 (10,014)	520	10,874	9,575	9,720 (472)	18,199 (466)	0	10,548	104,150
25	45,874 (9,349)	481	9,940	9,273	9,532 (785)	16,348 (569)	0	11,312	102,760
26	52,287 (10,575)	451	7,439	9,086	9,488 (635)	18,445 (923)	0	12,677	109,873

備考 「所得及び税額証明」「資産に関する証明」の()は内数で無料件数を表示

(3) 閲覧及び公図の写し交付状況

(単位 件)

区分	年度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度
土地・課税台帳の閲覧		807	764	678
土地図面の閲覧及び複写		1,844	1,426	1,266

備考 (2)・(3) 証明発行月報 全窓口集計による。

税目	区分	25		
市控	収入より控除	青色専従者 完全給与額 白色専従者 最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
	給与所得控除	最低 650,000円		
		最高 給与等の金額×5%+1,700,000円(給与収入10,000,000円超)		
	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額		
	社会保険料	支払った金額の全額		
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
	所得控除	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算 (2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円 (1) 12,000円以下 支払保険料の全額 (2) 12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2+ 6,000円 (3) 32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4+14,000円 (4) 56,000円を超える場合 一律28,000円
			各保険料控除全体での控除適用限度額 (新・旧契約ともに)70,000円	
		地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円	
	除障・寡・勤	障・寡・勤 各々	260,000円 (特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)	
		扶養	一般扶養 330,000円(年齢16歳以上) 特定・老人扶養 450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(70歳以上) 同居老親等扶養 450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)	
		配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)	
		配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円	
		個人	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	
均等割		3,000円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)		
税割		・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7%		
税率人	均等割	資本金等の額 従業員数		
		(1) 1千万円以下 50人以下 50,000円		
		(2) 1千万円以下 50人超 120,000円		
		(3) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円		
		(4) 1千万円超1億円以下 50人超 150,000円		
		(5) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円		
		(6) 1億円超10億円以下 50人超 400,000円		
		(7) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円		
		(8) 10億円超50億円以下 50人超 1,750,000円		
		(9) 50億円超 50人以下 410,000円		
(10) 50億円超 50人超 3,000,000円				
配当控除	配当 課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8% ※私募証券投資信託に係るものを除く			
寄附金控除	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金-2000円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特例控除率} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金-2000円)×6%			
所得割課税の調整措置	{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)} -[総所得金額等-{(市県民税所得割-税額控除)+(県民税所得割-税額控除)]=調整額			
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)			
公的年金等に係る雑所得の金額				
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合				
公的年金等の収入額(a)		雑所得の額		
130万円未満		(a)-70万円		
130万円以上410万円未満		(a)×75%- 37万5千円		
410万円以上770万円未満		(a)×85%- 78万5千円		
770万円以上		(a)×95%- 155万5千円		
イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合				
公的年金等の収入額(b)		雑所得の額		
330万円未満		(b)-120万円		
330万円以上410万円未満		(b)×75%- 37万5千円		
410万円以上770万円未満		(b)×85%- 78万5千円		
770万円以上		(b)×95%- 155万5千円		

税目	年度		25					
	区分							
固定資産税	税率	1.4%						
	免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円	
	その他		評価負担水準	課税標準額算出方法			評価負担水準	負担率
		商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ		農地	90%以上	1.025
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き			80～90	1.05
		住宅地	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5%			70～80	1.075
				・上限 評価額×60%			70 未満	1.10
		住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ				
	住宅地	90%以上100%未満	前年度の課税標準額据え置き					
	住宅地	90%未満	前年度の課税標準額＋<A>×5%					
		・上限 <A>×90%						
		<p>< A >・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率</p> <p>1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6</p> <p>2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5%</p> <p>土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率</p> <p>5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額</p> <p>6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。</p> <p style="text-align: right;">*負担水準＝$\frac{\text{平成24年度課税標準額}}{\text{平成25年度評価額} \times \text{特例}}$</p>						
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車	四輪乗用(営)	5,500円				
		50cc以下	1,000円	(自)	7,200円			
		90cc以下	1,200円	四輪貨物(営)	3,000円			
		125cc以下	1,600円	(自)	4,000円			
		ミニカー	2,500円	イ 小型特殊自動車				
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの	2,400円				
		ア 軽自動車	農耕作業用自動車	1,600円				
		二輪	その他の小型特殊自動車	4,700円				
		三輪	3. 二輪の小型自動車	4,000円				
市たばこ税	税率	平成25年4月から	5,262円		2,495円			
		紙巻たばこ等	1,000本	旧3級品の紙巻たばこ	1,000本			
	その他	返還に係る製造たばこについても同様						
特別土地保有税	平成15年度から課税停止							
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円							
都市計画税	税率	0.2%						
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの						
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。						
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額			
	医療分	7.9%	21,000円	17,100円	510,000円			
	支援金分	2.4%	6,000円	5,100円	140,000円			
	介護分	2.5%	6,300円	6,000円	120,000円			

税目	年度		26		
	区分				
市控	収入より	青色専従者	完全給与額		
		白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
	控除	給与所得控除	最低	650,000円	
			最高	2,450,000円(給与収入15,000,000円超)	
		雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
		医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額		
		社会保険料	支払った金額の全額		
		小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
	所得	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円
			(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円
			各保険料控除全体での控除適用限度額 (新・旧契約ともに) 70,000円		
	除	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円		
		障・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)		
		扶養	一般扶養	330,000円(年齢16歳以上)	
			特定・老人扶養	450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(70歳以上)	
		同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)		
	配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)			
	配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円			
民税	個人	所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
		均等割	3,500円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)		
	法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7%		
		均等割	資本金等の額	従業員数	
			(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
			(2) 1千万円以下	50人超	120,000円
			(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
			(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
			(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
			(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円
(7) 10億円超50億円以下	50人以下		410,000円		
(8) 10億円超50億円以下	50人超		1,750,000円		
(9) 50億円超	50人以下		410,000円		
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円			
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合	1.6%	※私募証券投資信託に係るものを除く	
		課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%		
	寄附金控除	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金-2000円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特例控除率} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金-2000円)×6%			
	所得割課税の調整措置	{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)} -[総所得金額等-{(市県民税所得割-税額控除)+(県民税所得割-税額控除)]=調整額			
	非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)			
	公的年金等に係る雑所得の金額				
	ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合		イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合		
	公的年金等の収入額(a)	雑所得の額	公的年金等の収入額(b)	雑所得の額	
	130万円未満	(a)-70万円	330万円未満	(b)-120万円	
	130万円以上410万円未満	(a)×75%-37万5千円	330万円以上410万円未満	(b)×75%-37万5千円	
	410万円以上770万円未満	(a)×85%-78万5千円	410万円以上770万円未満	(b)×85%-78万5千円	
	770万円以上	(a)×95%-155万5千円	770万円以上	(b)×95%-155万5千円	

税目	年度		26							
	区分									
固定資産税	税率	1.4%								
	免税点	土地 30万円		家屋 20万円		償却資産 150万円				
	その他	商業地	評価負担水準	課税標準額算出方法				農地	評価負担水準	負担率
			70%超	評価額の70%まで引下げ					90%以上	1.025
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き					80～90	1.05
			60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%					70～80	1.075
	その他	住宅地	評価負担水準	課税標準額算出方法				70未満	1.10	
			100%以上	本則課税となり引下げ						
			90%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額						
			90%未満	前年度の課税標準額＋<A>×5% ・上限 <A>×90%						
<p>< A >・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率</p> <p>1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6</p> <p>2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率</p> <p>5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額</p> <p>6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。</p> <p style="text-align: right;">*負担水準＝$\frac{\text{平成25年度課税標準額}}{\text{平成26年度評価額} \times \text{特例}}$</p>										
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車	四輪乗用(営)		5,500円					
		50cc以下	1,000円	(自)		7,200円				
		90cc以下	1,200円	四輪貨物(営)		3,000円				
		125cc以下	1,600円	(自)		4,000円				
		ミニカー	2,500円	イ 小型特殊自動車						
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの		2,400円					
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等	平成25年4月から	5,262円	旧3級品の紙巻たばこ	2,495円				
				1,000本		1,000本				
		その他	返還に係る製造たばこについても同様							
		特別土地保有税	平成15年度から課税停止							
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円									
都市計画税	税率	0.2%								
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの								
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。								
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額					
	医療分	7.9%	21,000円	17,100円	510,000円					
	支援金分	2.4%	6,000円	5,100円	160,000円					
	介護分	2.5%	6,300円	6,000円	140,000円					

税目	年度		27		
	区分				
収入より	青色専従者	完全給与額			
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円			
控除	給与所得控除	最低	650,000円		
		最高	2,450,000円(給与収入15,000,000円超)		
市除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額			
	社会保険料	支払った金額の全額			
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金			
	所得控除	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円
			(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円
		各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに) 70,000円		
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円			
	障・寡・勤	障・寡・勤各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)			
	扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)		
特定・老人扶養 同居老親等扶養		450,000円(特定19歳~22歳)、380,000円(老人70歳以上) 450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)			
配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)				
配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円~330,000円 330,000円				
民税	個人所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除			
		1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
	均等割	3,500円 [合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人]			
	法人税率	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% ・資本金等の額が1億円以上の法人12.1% ※平成26年10月1日以降に開始する事業年度から		
		均等割	資本金等の額	従業員数	
			(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
			(2) 1千万円超1億円以下	50人超	120,000円
			(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
			(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
			(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
(6) 1億円超10億円以下			50人超	400,000円	
(7) 10億円超50億円以下			50人以下	410,000円	
(8) 10億円超50億円以下			50人超	1,750,000円	
(9) 50億円超	50人以下		410,000円		
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円			
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% ※私募証券投資信託に係るものを除く 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%			
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額				
寄附金控除	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金-2000円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金-2000円)×6%				
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5				
所得割課税の調整措置	[[35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)] -(総所得金額-(市県民税所得割-税額控除))]×(市民税所得割-税額控除)/(市県民税所得割-税額控除)				
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)				
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)				
公的年金等に係る雑所得の金額					
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合					
公的年金等の収入額(a)		雑所得の額			
130万円未満		(a)-70万円			
130万円以上410万円未満		(a)×75%- 37万5千円			
410万円以上770万円未満		(a)×85%- 78万5千円			
770万円以上		(a)×95%- 155万5千円			
イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合					
公的年金等の収入額(b)		雑所得の額			
330万円未満		(b)-120万円			
330万円以上410万円未満		(b)×75%- 37万5千円			
410万円以上770万円未満		(b)×85%- 78万5千円			
770万円以上		(b)×95%- 155万5千円			

税目	年度		27				
	区分						
固定資産税	税率	1.4%					
	免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円
	その他	評価負担水準	課税標準額算出方法		農地	評価負担水準	負担率
			商	70%超			
	業	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き		80～90	1.05	
			60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%			70～80
	地	90%未満	前年度の課税標準額＋ ・上限 評価額×60%		70未満	1.10	
			住宅	100%以上			本則課税となり引下げ
	地	90%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額				
			90%未満	前年度の課税標準額＋<A>×5% ・上限 <A>×90%			
<p><A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率</p> <p>1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6</p> <p>2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率</p> <p>5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額</p> <p>6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。</p> <p style="text-align: right;">*負担水準＝ $\frac{\text{平成26年度課税標準額}}{\text{平成27年度評価額}} \times \text{特例}$</p>							
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車,小型特殊自動車,二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車		2. 三輪以上の軽自動車(平成26年度税制改正後税率)			
		(1)50cc以下	1,000円	(1) 軽三輪	H26 3,100円	H27 3,900円	
市たばこ税	税率	(2)50cc超90cc以下	1,200円	(2) 四輪乗用(営)	5,500円	から 6,900円	
		(3)90cc超125cc以下	1,600円	(自)	7,200円	標準 10,800円	
	(4)ミニカー	2,500円	(3) 四輪貨物(営)	3,000円	税率 3,800円		
	(5)小型特殊自動車(農耕用)	1,600円	(自)	4,000円	※ 5,000円		
	(6)小型特殊自動車(その他)	4,700円	※平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるもの(初度検査年月が平成27年4月以降のもの)から適用。				
	(7)雪上車	2,400円					
	(8)二輪の軽自動車	2,400円					
	(9)二輪の小型自動車	4,000円					
	税率	平成25年4月から	5,262円		2,495円		
その他	紙巻たばこ等	1,000本	旧3級品の紙巻たばこ	1,000本			
特別土地保有税	平成15年度から課税停止						
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円						
都市計画税	税率	0.2%					
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの					
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域)固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。					
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額		
	医療分	7.9%	21,000円	17,100円	520,000円		
	支援金分	2.4%	6,000円	5,100円	170,000円		
	介護分	2.5%	6,300円	6,000円	160,000円		

市 税 概 要

平成27年10月

編 集 松 本 市 財 政 部
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所
松本市丸の内3番7号
TEL 34-3000

美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本